



放置自転車の引き取りを
自転車の撤去は、土・日、祝日も実施しています。

【1月撤去分】
保管期間 移送の告示日から1ヵ月
処分日 3月23日(土)
心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06・6902・2340

返還時間 毎日午前10時～午後7時
住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 道路課
TEL 06・6992・1693

ニュースポーツを楽しもう

場	時	内
南部エリアコミュニティセンター体育室	3月9日(土) 9:30~12:00	シャフルボード 室内パタンク
中部エリアコミュニティセンター体育室	3月10日(日) 13:00~16:00	シャフルボード スポーツガラッキー スリータッチボール チャレンジ・ザ・ゲーム ノルディックウォーク 卓球、室内パタンク

講 市生涯スポーツディレクター 持 上靴、飲み物
問 生涯学習・スポーツ振興課 TEL 06-6995-3159

募集
学生フレンド募集
学生フレンドは、心の悩みや、不安などにより、学校に行きづらくなっている小・中学校、義務教育学校の児童・生徒の「よき友」として、話し相手・遊び相手・相談相手となり、学校に復帰できるよう支援していく活動です。

募集資格
▽大学生、短期大学生またはこれらと同等の学力を有する人▽学生フレンドの活動に熱意と識見を有する人▽教育に関心があり、児童などの心の友となり得る心身ともに健康な人

問 市教育センター
TEL 06・6997・0703



授業の様子

さつき学園夜間学級生徒を募集
夜間学級では、いろいろな事情で、小・中学校を卒業できなかった人などが、夜に学ぶことができます。

場 さつき学園(春日町13-26、京阪電車土居駅南東100メートル)
対 大阪府内に住んでいる満15歳以上▽外国人籍の人でも可▽授業料は不要▽中学校の卒業証書がもらえます。
▽中学校の卒業証書がもらえず、夜間学級は、府内11校に開設されており、希望すればどこへも入学できます。

申 4月30日(火)までにさつき学園夜間学級(学校の休業日を除く)
問 さつき学園夜間学級
TEL 06・6991・0637(午後1時～8時)
問 学校教育課
TEL 06・6995・3151

消費生活センターだより

皇室関連の商品購入を勧める電話に 注意を

【相談事例】

見知らぬ事業者から「平成の記念に皇室の写真集を購入しないか」との電話勧誘があった。本来8万円のところを4万円にすると言われたが、高額なので断ったところ、一方的に自宅に写真集が届き、家族が受け取ってしまった。

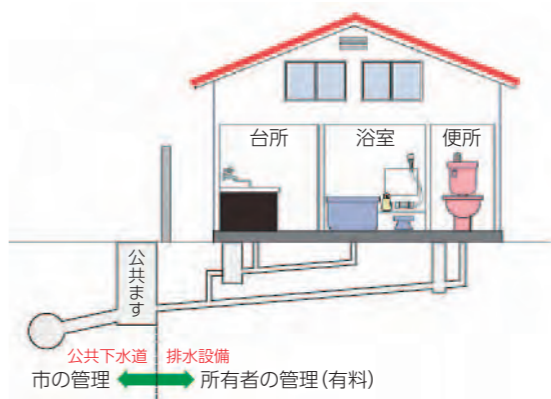
【助言】

2019年5月の改元に合わせて、「平成の記念に」と言い、写真集、掛け軸、カレンダーなどの皇室関連商品の購入を電話で勧誘されたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。

断ったにもかかわらず商品が送られてきた場合は代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。契約が成立するのは「申込」と「承諾」というお互いの意思の合致があったときです。「承諾」していない商品を一方的に送りつけられても契約は成立していないので、商品を受け取る必要はなく、代金を支払う義務もないと考えられます。もし、受け取ってしまった場合でも、開封せずに保管しておく必要はありませんが、受け取った日から14日間(商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間)を過ぎても販売業者が引き取りに来なければ、商品を自由に処分してよいことになっています。

敷地内の排水設備の詰まりや 維持管理について

市民の皆さんの敷地内の排水設備は、個人の財産であり管理について市では対応できませんので、排水設備指定工事店にご連絡ください。なお、公共下水道の詰まりや維持管理については市の下水道管理課へご連絡ください。

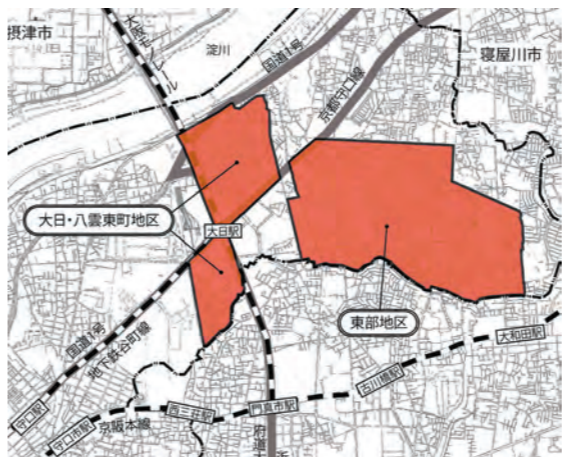


排水設備指定工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。
敷地内の排水設備の詰まりや維持管理について、守口市の依頼で業者がご自宅を訪問することはありませんので注意してください。

問 下水道管理課 維持担当
TEL 06・6992・1752

災害に強いまちづくりを 進めています

密集住宅市街地の住環境の改善や防災性の向上を図るため、大日・八雲東町地区(佐太中町1丁目、大日町2丁目、八雲東町2丁目)、東部地区(佐太東町1丁目、金田町1丁目、大久保町1丁目、榎町1丁目、藤田町1丁目)において、老朽木造賃貸住宅の除却の一部助成などを行っています。来年度以降についても、随時受け付けますので、当地区で老朽木造賃貸住宅の除却を検討している人は相談してください。



問 住宅まちづくり課
TEL 06・6992・1708